

医政地発0331第4号  
医政医発0331第3号  
令和5年3月31日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長  
（ 公 印 省 略 ）  
厚生労働省医政局医事課長  
（ 公 印 省 略 ）

「医師確保計画策定ガイドライン及び外来医療に係る医療提供体制の確保に関するガイドラインについて」の一部改正について

令和6年度から開始される第8次医療計画について、各都道府県において、令和5年度にその策定が行われることから、令和3年6月より「第8次医療計画等に関する検討会」において、議論を進め、令和4年12月に意見の取りまとめが行われました。今般、当該意見の取りまとめ等を踏まえ、「医師確保計画策定ガイドライン及び外来医療に係る医療提供体制の確保に関するガイドラインについて」（平成31年3月29日付け医政地発0329第3号厚生労働省医政局地域医療計画課長、医政医発0329第6号厚生労働省医政局医事課長連名通知）別添「医師確保計画策定ガイドライン」及び「外来医療に係る医療提供体制の確保に関するガイドライン」を本日付けで別紙1及び2のとおり改正することとしました。

貴職におかれては、内容について十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）をはじめ、関係者、関係団体等に周知いただくとともに、その取扱いに遺漏なきようお願いいたします。